

環境負荷物質管理基準（閾値）：003-01-01A

1. 目的

この標準は、（株）ティラド（以下、ティラドと言う）が指定する環境負荷物質（以下、SOCと言う）の管理基準（閾値）を明確にすることにより、SOCへの適切な対応が図れることを目的とする。

2. 適用範囲

この標準は、ティラドにて生産・販売する製品の構成部品・材料・副資材および工法等に適用する。

3. 化学物質・管理区分の定義

ティラドがSOCとして指定する化学物質リストとその管理基準は付表に示す。但し、付表リストの化学物質を下記に分類し管理を行う。

3.1 化学物質

- (1) 特別管理SOC：ELV、RoHS規制の6物質他、付表2の物質（*1）
- (2) SOC：「特別管理SOC」以外の物質

3.2 管理区分

- (1) 禁止物質：環境および人体に有害な影響を与えることが明らかであり、法規制で製造禁止などが要求されている物質と当社が含有を禁止する物質。
REACHの制限物質、RoHS, ELVの禁止物質を含む物質。
- (2) 監視物質：環境および人体に有害な影響を与えることが明らかであり、法規制等で規制対象の物質ならびに社会情勢や技術動向を鑑み当社が含有される量を把握・監視する物質で、今後削減を目指す物質。

*1 カドミウム、六価クロム、鉛、水銀、PBB、PBDE等の物質

4. SOCの化学物質リストと管理基準値（閾値）

化学物質リストは付表1に示す。

SOCの管理基準値（閾値）は付表2に示す。

管理基準値の区分で、図面上に区分の指示が無い場合は、A区分とする。

但し、得意先指示等で管理基準値（閾値）が付表値より厳しい場合、または指定

SOC以外の物質が指定された場合は、図面指示または連絡書(指示書)等を発行する。

連絡書(指示書)の指示内容は、本管理基準に盛込まれるまで、その指示に従わなければならない。連絡書(指示書)の書式は任意とするが、対応物質名、管理値、対応方法・時期等を必ず盛込むこと。

付表1-1 化学物質リスト

● 禁止物質

No	物質名称	Cas.No.	法・規制名	主な用途(参考)
1	六価クロム化合物 (環境負荷物質管理基準値(閾値))	10588-01-9他	RoHS/ELV指令/EU梱包材指令/ (自工会規則-2輪車)使用禁止	着色プラスチック、樹脂、メッキ防錆処理、電着塗料、顔料、インキ、包装材料、PVC、ゴム(NBR他)、 潤滑剤、熱可塑性エラストマー、タクロメッキ、酸洗剤中の防錆剤、六角ボルト、ナット
2	鉛及びその化合物 (環境負荷物質管理基準値(閾値))	7758-97-6他	RoHS/ELV指令/EU梱包材指令/独化学品禁止規則/ プロポジション65/(自工会規則-2輪)デンマーク・スイス国内法(閾値 100ppm以下)、REACH(制限物質)	プラスチック・ゴム(NBR他)・フィルムの安定剤、顔料、塗料、インキ、 包装材料、リード端子等のはんだ処理、外部電極、塩ビ安定剤、 真鍮、快削鋼、カチオン電着、カゼンメッキ(無電解Ni)、
3	カドミウム及びその化合物 (環境負荷物質管理基準値(閾値))	7440-43-9他	RoHS/ELV指令/独化学品禁止規則/ 化学物質規則(オランダ、デンマーク)/EU梱包材指令、REACH(制限 物質)	プラスチック・ゴム・フィルムの安定剤、合金、表面処理(メッキ等)、 顔料、塗料、インキ、包装材料、バルブ、真鍮プラグ、 真鍮ホースニップル、真鍮内外ニップル
4	水銀及びその化合物 (環境負荷物質管理基準値(閾値))	7439-97-6他	RoHS/ELV指令/EU梱包材指令、REACH(制限物質)	顔料、塗料、インキ、リレー・スイッチ・センサーの接点、プラスチックへの調剤、包装材料、 金属エッチング、防錆剤
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類) (環境負荷物質管理基準値(閾値))	59536-65-1	RoHS指令/独ダイオキシン法令/化審法第1種監視物質、 独、スウェーデンの使用禁止物質、REACH(制限物質)	耐熱樹脂、基板類、ハーネスカバー、レギュレータ、発泡ポリスチレン繊維、自動車シート、 建材(保温材)、天然ゴム
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類) (環境負荷物質管理基準値(閾値))	1163-19-5	RoHS指令/独ダイオキシン法令/化審法第1種監視物質、 独、スウェーデンの使用禁止物質、REACH(制限物質)	耐熱樹脂、基板類、ハーネスカバー、レギュレータ、発泡ポリスチレン繊維、自動車シート、 建材(保温材)、天然ゴム
7	三置換有機スズ化合物(トリブチルスズ類(TBT類)、トリフェニルスズ類(TPT類) 含む)	1803-12-9,379-52-2 688-73-3他	化審法(製造禁止物質):特定用途以外使用禁止 76/769/EEC,日本国内法、REACH(制限物質)	防錆剤、塗料、顔料、冷媒、発泡剤、洗浄剤、安定剤、 漁網防汚剤、船底塗料等、船体、水没物の汚染防止用途
8	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	1336-36-3他	化審法(製造禁止物質)/独化学品禁止規則/[76/769/EEC]/ス トックホルム条約:特定用途以外使用禁止、REACH(制限物質)	絶縁油、潤滑油、コンデンサ用油
9	ポリ塩化ナフタレン類(塩素数が3以上)	70776-03-3他	化審法(製造禁止物質):特定用途以外使用禁止	機械油等
10	アスベスト類 ・クワシトライト ・アモサイト ・アンソフライトアスベスト ・アクチノライトアスベスト ・トレモライトアスベスト ・クリソタイル	1332-21-4他 12001-28-4 12172-73-5 77536-67-5 77536-66-4 77536-68-6 12001-29-5、132207-32-0	安衛法(製造禁止物質)/大気汚染防止法/独化学品禁止規則 /米国EPA協定/[76/769/EEC]:製造・輸入・使用禁止/ REACH(制限物質)	絶縁体、充填剤、摩擦材、断熱材、接着剤、ガasket
11	放射性物質(ウラン、プルトニウム、ラドン、アメリシウム、トリウム、セシウム、ストロンチウム、他)	7440-61-1他	放射線障害防止法	光学ガラス、マグネトロン
12	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	化審法(製造禁止物質):特定用途以外使用禁止	殺虫剤等原料
13	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメチルナ フタレン(アルドリ)	309-00-2	化審法(製造禁止物質):特定用途以外使用禁止	殺虫剤
14	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクサト-エキソ-1,4-エン ド-5,8-ジメチルナフタレン(テイルドリ)	60-57-1	化審法(製造禁止物質):特定用途以外使用禁止	殺虫剤
15	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクサト-エキソ-1,4-エン ド-5,8-ジメチルナフタレン(エンドリ)	72-20-8	化審法(製造禁止物質):特定用途以外使用禁止	殺虫剤
16	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(DDT)	50-29-3	化審法(製造禁止物質):特定用途以外使用禁止	殺虫剤
17	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インテン、 1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インテン 及びこれらの類縁化合物の混合物(クワルテン又はヘプタクロ)	57-74-9	化審法(製造禁止物質):特定用途以外使用禁止	白アリ駆除剤等
18	N,N-ジトリル-パラフェニレンジアミン,N-トリル-N-キシリル-パラフェニレンジアミン又はN,N- ジキシリル-パラフェニレンジアミン	3-146、27417-40-9	化審法(製造禁止物質):特定用途以外使用禁止	ゴム老化防止剤、スチレンブタジエンゴム
19	2,4,6-トリターシャリブチルフェニル	732-26-3	化審法(製造禁止物質):特定用途以外使用禁止	酸化防止剤その他の調整添加剤、潤滑油
20	ポリクロロ-2,2-ジメチル-3-メチルペンチン[2,2,1]ヘプタン(トキサフェン)	8001-35-2	化審法(製造禁止物質):特定用途以外使用禁止	殺虫剤、殺ダニ剤(農業及び畜産用)
21	トデカクロロヘンタシン[5,3,0,0(2,6),0(3,9),0(4,8)]デカン(マイレックス)	2385-85-5	化審法(製造禁止物質):特定用途以外使用禁止	樹脂、ゴム、塗料、織物等の難燃剤、殺虫剤
22	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタン(ケルセン又はジコホル)	115-32-2	化審法(製造禁止物質):特定用途以外使用禁止	防ダニ剤、農業、殺虫剤、防虫剤
23	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	87-68-3	化審法(製造禁止物質):特定用途以外使用禁止	溶媒
24	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾ-ル-2-イル)-4,6-ジ-tart-ブチルフェニル	3846-71-7	化審法(製造禁止物質):特定用途以外使用禁止	プラスチック樹脂用紫外線吸収剤、プラスチック建材
25	黄りんマツチ	12185-10-3	安衛法(製造禁止物質):製造・輸入・使用禁止	黄りんマツチ
26	ベンジジン及びその塩	92-87-5他	安衛法(製造禁止物質):製造・輸入・使用禁止	有機顔料原料
27	四-アミノフェニル及びその塩	92-67-1他	安衛法(製造禁止物質):製造・輸入・使用禁止	
28	四-ニトロフェニル及びその塩	92-93-3他	安衛法(製造禁止物質):製造・輸入・使用禁止	
29	ビス(クロロメチル)エーテル	542-88-1	安衛法(製造禁止物質):製造・輸入・使用禁止	
30	β-ナフチルアミン及びその塩	91-59-8他	安衛法(製造禁止物質):製造・輸入・使用禁止	
31	ベンゼン含有ゴムのりで、ベンゼン容量がゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の 5%を超えるもの	71-43-2	安衛法(製造禁止物質):製造・輸入・使用禁止	
32	オクタメチルピロホスホアミド	152-16-9	毒劇物法(特定毒物):許可業者以外製造輸入販売禁止	殺虫剤
33	四アルキル鉛	75-74-1 78-00-2他	毒劇物法(特定毒物):許可業者以外製造輸入販売禁止	自動車用ガソリンのアンチノック剤
34	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(ハラチオン)	56-38-2	毒劇物法(特定毒物):許可業者以外製造輸入販売禁止	殺虫剤、ダニ駆除薬
35	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(メチルシメトン)	867-27-6	毒劇物法(特定毒物):許可業者以外製造輸入販売禁止	農業、殺虫剤
36	ジメチル(ジエチルアミド)-1-クロロクロニル-ホスフェイト	13171-21-6	毒劇物法(特定毒物):許可業者以外製造輸入販売禁止	殺虫剤
37	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(メチルハラチオン)	298-00-0	毒劇物法(特定毒物):許可業者以外製造輸入販売禁止	農業、殺虫剤
38	テトラエチルピロホスフェイト(TEPP)	107-49-3	毒劇物法(特定毒物):許可業者以外製造輸入販売禁止	殺虫剤
39	モノフルオール酢酸	144-49-0	毒劇物法(特定毒物):許可業者以外製造輸入販売禁止	ネズミ駆除剤
40	モノフルオール酢酸アミド	640-19-7	毒劇物法(特定毒物):許可業者以外製造輸入販売禁止	殺虫剤
41	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤	20859-73-8	毒劇物法(特定毒物):許可業者以外製造輸入販売禁止	ネズミ、昆虫等のくん蒸駆除剤
42	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	1763-23-1	76/769/EEC、REACH(制限物質)	オイル、グリス、フッシユなど
43	クロロハラフィン(C10-13)、塩素化ハラフィン(短鎖)	85535-84-8	REACH(制限物質)・高懸念物質	金属加工冷却、シーラント、塗料、ラッカー、ニス、定着剤、切削油剤
44	ホルムアルデヒド	50-00-0	67/548/EEC	パーティクルボード、中密度繊維板などを用いた木工製品、
45	ベリリウム及びその化合物	7440-41-7他	大気汚染防止法	セラミック原料、触媒、電極、金型、ばね材料
46	六臭化ビフェニル	36355-01-8	EC規則 850/2004	耐熱樹脂、基板類、ハーネスカバー、レギュレータ

付表1-2 化学物質リスト

No	物質名称	Cas.No.	法・規制名	主な用途(参考)
47	炭酸鉛	1319-46-6	76/769/EEC	塗料
48	硫酸鉛	7446-14-2,15739-80-7	76/769/EEC	塗料
49	アジ化ナトリウム	26628-22-8	毒物及び劇物取締法/労働安全衛生法[名称等表示]	合成中間体 分析試薬
50	ヒ素化合物(アルシ、カコジル)		76/769/EEC、毒劇物法(医薬用外劇物)	船体、水没物の汚染防止、木材の腐敗防止用途
51	フマル酸ジメチル(DMF)	624-49-7	09/251/EC使用禁止物質	防カビ剤
52	アゾ染料・顔料	92-67-1他	76/769/EEC/独化学品禁止規則	皮製部品、ショルダーベルト等の顔料
53	アミン類(発がん性有、アゾ染料から生成された物(指定物質))	137-17-17 他	EU-D 76/769/EEC (+2002/61/EC, +2003/3/EC)	In dyes for textiles etc. シート表皮、ライニング等
54	ホリ塩化ターフェニル(PCT) (環境負荷物質管理基準値(閾値))	61788-33-8	76/769/EEC/廃棄物処理法、REACH(制限物質)	電気絶縁体
55	塩素化炭化水素(指定物質)	75-35-4 他	EU-D 76/769/EEC	皮革、発泡品、塗料、ゴム、接着剤等の製造時洗浄剤
56	塩素化及び臭素化ダイオキシンあるいはフラン(全て)	55728-51-3 他	POPs条約 10ppbを超えて発生禁止	
57	ジブチルスス化合物(DBT)類	75113-37-0, 818-08-6 他	76/769/EEC、REACH(制限物質)	樹脂(PVC、ウレタン等)の安定剤、塗料・接着剤・シーラントの硬化剤など
58	2,4,6-トリクロロ-5-tert-ブチル-1,3-キシレン、ムスクキシレン	81-15-2	REACH 認可対象物質	洗浄剤、吸収剤、吸着剤、表面処理剤、芳香剤、防臭剤
59	4,4'-メチレンジアニリン、4,4'-ジアミノジフェニルメタン、ベンジジン、4,4'-ジアミノフェニル	101-77-9	REACH 認可対象物質	塗料、ラッカー、ニス、粘着剤、接着剤、エポキシ樹脂硬化剤、
60	ヘキサブROMOKCLOデカン(HBCDD)	25637-99-4,3194-55-6	REACH認可対象物質	難燃剤(電子、電気機器、繊維)、安定剤
61	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP、DOP)、ベンゼン-1,2-ジカルボン酸ジオクチル	117-81-7	REACH 認可対象物質	断熱筒、塩ビ、自動車用塗料、柔軟材、ラッカー、ニス、粘着剤、接着剤、可塑剤(塩ビ、ゴム)、ThreeBond1344、
62	フタル酸n-ブチルベンジル<BBP>、フタル酸ブチルベンジル、ブチルベンジルワレート	85-68-7	REACH 認可対象物質	自動車用塗料、柔軟材、ラッカ、ニス、粘着剤、接着剤、可塑剤
63	フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2	REACH 認可対象物質	合成レザー、塩ビ、ニトロセルロース、樹脂可塑剤、粘着剤、接着剤、塗料、アサヒン製ストーン調スプレー、ラバー、タンクパッキン、リング、リザーブタンク

付表1-3 化学物質リスト

●監視物質

No	物質名称	Cas.No.	法・規制名	主な用途(参考)
1	アントラセン	120-12-7	REACH高懸念物質	腐食抑制剤、アントラキノ原料、カーボンブラック原料、染料原料
2	塩化コバルト(Ⅱ)	7646-79-9	REACH高懸念物質、67/548/EEC	pH指示薬、ガラス陶器等の顔料、表面処理剤、還元剤(金属工業、ゴム工業)
3	五酸化ヒ素、五酸化ニヒ素、酸化ヒ素	1303-28-2	REACH高懸念物質、67/548/EEC	ヒ素化合物製剤、肥和剤、木材防腐、銅・鉛・金合金、 結晶剤
4	三酸化ニヒ素、三酸化ヒ素	1327-53-3	REACH高懸念物質、67/548/EEC	難燃剤、防火剤、殺鼠剤、木材防腐剤、触媒原料、顔料原料、農業、ガラスの脱色、脱硫剤、 媒染剤、魚網、皮革の防腐剤、医薬品、金属ヒ素、ヒ素化合物製剤
5	ニクロム酸ナトリウム、二水和物、重クロム酸ナトリウム、ナトリウムジクロメート	7789-12-0	REACH高懸念物質、要認可物質候補	表面処理剤、塗料、顔料、電気メッキ添加剤、 金属表面酸化防止剤
6	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド(TBTO)、トリブチルスズオキシド	56-35-9	REACH高懸念物質、化審法(製造禁止物質)	漁網防汚剤、船底塗料等、ラッカー、ニス、防カビ剤、木材処理剤
7	ヒ酸水素鉛	7784-40-9	REACH高懸念物質、67/548/EEC	殺虫剤、除草剤、木材処理剤
8	ヒ酸トリエチル	15606-95-8	REACH高懸念物質、67/548/EEC	殺虫剤、木材処理剤
9	アントラセン油	90640-80-5	REACH高懸念物質(10年/1月発令)	アントラセン生産、カーボンブラック。高炉などで使用。
10	アントラセン油、ペースト(軽質留分)	91995-17-4	↑	
11	アントラセン油、ペースト、アントラセン留分	91995-15-2	↑	
12	アントラセン油、アントラセン低温留分	90640-82-7	↑	
13	アントラセン油、ペースト	90640-81-6	↑	
14	フタル酸ジイソブチル	84-69-5	↑	塩化ビニル、ポリアクリレート等の樹脂用可塑剤
15	2,4-ジニトロトルエン	121-14-2	↑	色素原料、医薬原料、合成ゴム、プラスチック、爆薬などの中間体
16	高温コールタールピッチ	65996-93-2	↑	主に電極棒。
17	リン酸トリス(2-クロロエチル)＝ホスファート	115-96-8	↑	塩化ビニル、ウレタンフォーム、ポリエステル、エポキシ樹脂用難燃剤、可塑剤
18	アルミノシリケート、耐火性セラミック繊維	Index no. 650-017-00-8 (Index number 650-017-00-8, Annex VI, CLP Regulation (Regulation (EC) No 1272/2008) で規制される全ての繊維耐火物)	↑	耐火材。
19	ジルコニアアルミノシリケート、耐火性セラミック繊維	Index no. 650-017-00-8 (Index number 650-017-00-8, Annex VI, CLP Regulation (Regulation (EC) No 1272/2008) で規制される全ての繊維耐火物)	↑	耐火材。
20	C. I. ピグメント イエロー34	1344-37-2	↑	油性、合成樹脂塗料の原料、印刷インキ、合成樹脂の着色、油絵、建材、鉛筆、紙染、ゴム
21	C. I. ピグメント レッド104 (C.I.: Colour Index)	12656-85-8	↑	塗料、印刷インキ、合成樹脂、絵具、クレヨンなどの着色剤
22	クロム酸鉛(Ⅱ)	7758-97-6	↑	顔料、塗料。
23	アクリルアミド	79-06-1	REACH高懸念物質(10年/3月発令)	工場廃水、下水処理、化学工場での沈降促進用の凝集剤、土壌改良剤、 繊維の改質および樹脂加工、紙力増強剤、塗料、接着剤、石油回収剤など
24	1,1,2-トリクロロエテン	79-01-6	REACH高懸念物質(10年/6月発令)	金属機械部品などの脱油脂洗浄、溶剤(生ゴム、染料、塗料、油脂、硫黄、ピッチ、 カドミウムなど)、殺虫剤、羊毛の脱脂洗浄、皮革、膠着剤洗剤、繊維工業、 抽出剤(香料)、繊維素エーテルの混合
25	ホウ酸	10043-35-3 / 11113-50-1	↑	ガラス、医薬品(防腐消毒薬、あん法料)、ほうろう、繊維工業用、ニッケルメッキ添加 (コンデンサ)、防火剤 防腐剤、染料製造、殺虫剤、顔料、融剤、 触媒(ホウ酸塩類の製造)、人造宝石、化粧品、写真薬、皮革工業用(仕上げ)、 陶器用(釉薬)、高級セメント、ろうそくの芯 防火原料、エナメル、ペイント、チック、 石けん、結晶育成原料など。
26	七酸化二ナトリウム四ホウ素(水和物) 四ほう酸ナトリウム(無水物)	1330-43-4 / 12179-04-3 / 1303-96-4	↑	ほうろう鉄器、ガラス、陶磁器、金属ろう付、皮なめし なっ染、防腐剤、医薬品、化粧品、 熱処理剤、写真、顔料(ギネーグリーン)、なたねの増産用、乾燥剤用(ホウ酸鉛、 ホウ酸マンガン)、過ホウ酸塩原料、硬水軟化剤 防腐剤、不凍液原料、 コンデンサ用化成原料、化粧品原料
27	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物 四ほう酸ナトリウム塩(水和物)	12267-73-1	↑	ガラス、ガラスファイバー、洗浄剤、接着剤、難燃剤、殺虫剤、肥料
28	テトラオキシドクロム酸二ナトリウム(クロム酸ナトリウム 無水物)	7775-11-3	↑	試薬
29	テトラオキシドクロム酸二カリウム(クロム酸カリウム)	7789-00-6	↑	クロム酸塩の製造、酸化剤、媒染剤、顔料、インキ
30	ヘプタオキシドニクロム酸二アンモニウム(2クロム酸アンモニウム)	7789-09-5	↑	グラビア印刷の写真製版、染料・染色、有機合成の化剤・触媒
31	ヘプタオキシドニクロム酸二カリウム(重クロム酸カリウム)	7778-50-9	↑	顔料ジニクロム酸の原料、媒染剤、有機合成の酸化剤・触媒、ツチ・花火・医薬品などの原料、 着火剤
32	硫酸コバルト(Ⅱ)	10124-43-3	REACH高懸念物質(10年/10月発令)	合成原料として主に使用される。他用途として、触媒、乾燥材、メッキなどの表面処理、 防腐食剤、顔料製造、ガラスや陶器などの漂白剤、電池、動物飼料添加剤、土壌用肥料など
33	硝酸コバルト(Ⅱ)	10141-05-6	↑	合成原料、触媒製造、表面処理剤、電池など
34	炭酸コバルト(Ⅱ)	513-79-1	↑	触媒製造に用いられる。その他、飼料添加剤、合成原料や顔料、グランドコートフリットなど
35	酢酸コバルト(Ⅱ)	71-48-7	↑	触媒製造、合成原料、表面処理剤、合金、顔料製造、染料、ゴムの粘着剤、飼料添加剤など
36	2-エトキシエタノール	109-86-4	↑	溶媒、中間体、燃料添加剤
37	2-エトキシエタノール	110-80-5	↑	溶媒、中間体
38	三酸化クロム(VI)	1333-82-0	↑	金属表面処理、木材の耐水防腐剤
39	三酸化クロム及びそれらのオリゴマーから発生する酸類: ・クロム酸 ・ニクロム酸 ・クロム酸及びニクロム酸のオリゴマー	7738-94-5 13530-68-2	↑	三酸化クロム水溶液中に生成される。従って、三酸化クロムを使用した水性溶媒を 使用する際に、これら物質が生成されることに注意。

付表1-4 化学物質リスト

No	物質名称	Cas.No.	法・規制名	主な用途(参考)
40	酢酸2-エトキシエチル	111-15-9	REACH高懸念物質(11年/2月発令)	
41	クロム酸ストロンチウム	7789-06-2 7789-06-2	↑	
42	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7~11の分岐および直鎖アルキルエステル類	68515-42-4	↑	
43	ヒドラジン	7803-57-8、302-01-2	↑	
44	1-メチル-2-ピロリドン	872-50-4	↑	
45	1,2,3-トリクロロプロパン	96-18-4	↑	
46	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7の側鎖炭化水素を主成分とする炭素数6~8のフタル酸エステル類	71888-89-6	↑	
47	二塩化コバルト、無水 塩化コバルト(Ⅱ)	7646-79-9	↑	
48	セレン及びその化合物	7783-00-8等		半導体材料、感光体、顔料、塗料、受光素子
49	ホリ塩化ビニル及びホリ塩化ビニル混合物	9002-86-2	労働安全衛生法〔名称等表示〕	パイプ、雨どい、ホース、硬質・軟質フィルム、アンダーコート、電線被覆、合成樹脂、断熱筒
50	オゾン層破壊物質 (クロロフルオロカーボンCFC、ハイドロクロロフルオロカーボンHCFC、ハイドロフルオロカーボンHFC、 C、 ハイドロブromoフルオロカーボンHBFC、ハロン類、四塩化炭素、1,1,1トリクロロエタン、ブromoクロロメタン、臭化メチル)	75-71-8 812-04-4 2252-84-8 75-82-1 354-48-3 他	モントリオール議定書オゾン破壊物質	冷媒、消火器、溶剤、洗浄剤
51	ヘキサクロロ-1,3-ブタジエン(HCBD)	87-68-3	POPs条約、カナダ国内法(SOR/SCR/2005-41)	臭素系難燃剤
52	モノメチル-テトラクロロジフェニルメタン	76253-60-6	76/769/EEC	
53	モノメチルジクロロジフェニルメタン	81161-70-8	76/769/EEC	
54	モノメチルジブromoジフェニルメタン(DBBT)	99688-47-8	76/769/EEC	
55	ジフェニルエーテルペンタブromo誘導体(0.1W%以下)	32534-81-9	76/769/EEC	難燃剤
56	ジフェニルエーテルオクタブromo誘導体(0.1W%以下)	32536-52-0	76/769/EEC	難燃剤(ABS,HIPS,and LDPE)
57	パーフルオロオクタン酸及びその塩(PFOA)	335-67-1他	将来ルウェー国内法やストックホルム条約が採択の可能性	フッ素系のオイル、ワニス、グリス、樹脂、ゴム、タックパッキン離型剤
58	トリエタノールアミン	102-71-6	Norway Bestilling snr.463(ルウェー向け冷却液での使用禁止)	溶剤、洗浄剤、洗剤、殺虫剤、防虫剤、合成中間体、可塑剤、触媒、金属防錆・防蝕剤、各種添加物等その他、つや出し、ワックス、乳化剤、靴墨、繊維の柔軟剤原料、ガス精製、PH調節剤、中和剤
59	メタノール	67-56-1	SFS 1985:840(北欧向け使用禁止)	燃料、染料、顔料、塗料、香料中間体、溶剤、洗浄剤、殺菌剤、防かび剤、防汚剤、医薬、医薬中間体、合成中間体、化学合成原料等その他、消毒セッケン、エタノールの変性剤、ワニス、不凍液、光沢剤
60	ノニルフェノール	25154-52-3	76/769/EEC、スイス国内法-閾値有り	非イオン系界面活性剤、ウインドウウォッシャー液、洗浄剤、分散剤
61	アンチモン及びその化合物	7440-36-0、 1309-64-4他	大気汚染防止法、EUD67/548/EEC	顔料、塗料、触媒、難燃剤、安定剤、光学レンズ、はんだ、インキ、コーションプレート(ホリエステル)
62	N-ニトロソアミン(指定物質)	62-75-9	カナダ国内法(SOR/SOR/2005-41) ドイツ国内法(TRGS 552, TRGS615)	ウレタンフォーム(発泡剤)、揮発性防錆剤
63	ノニルフェノールエトキシレート(全て)	26264-02-8 など	EU-D 76/769/EEC (+2003/53/EC)	ウインドウウォッシャー液など
64	多環芳香族炭化水素(PAH;PCAH)	50-32-6等	EU-D 76/769/EEC (+2005/69/EC) EU-R 1272/2008/EEC	タイヤ
65	塩化ビニル(モノマー)	75-01-4	EU-D 76/769/EEC	エアゾール 高分子中の残留モノマー

付表2 SOC管理基準値(閾値)

●環境負荷物質管理基準値(閾値)

区分の適用

A:ELV+RoHS+他得意先	B:RoHSベース得意先
自動車、建産機、2輪、汎用 関係	電子機器、家電 関係

※製品を構成する均質物質に含有される負荷物質の閾値(シキイチ)は下表によります。□

化学物質名	用途等	区 分		
		A	B	
カドミウム 及びその化合物	下記以外全て	意図的添加禁止かつ 0.0075wt%(75ppm)以下		均質材料 または 均質物質 重量中の 含有量
	カドミウムメッキ (道路用、農業用車両)	使用禁止		
鉛 及びその化合物	下記以外の金属	意図的添加禁止かつ 0.01wt%(100 ppm)以下	意図的添加禁止かつ 0.05wt%(500ppm)以下	
	鋼合金 (快削鋼)	0.35 wt%以下		
	アルミニウム合金 (全ての用途)	0.4 wt%以下		
	銅合金 (全ての用途)	4 wt%以下		
	高融点はんた 電子基板のはんだ及び ガラス上以外の電気装置 のはんだ	使用禁止		
	樹脂・ゴム・顔料・インキ等	意図的添加禁止かつ 0.01wt%(100 ppm)以下		
	手などが触れやすい部分	300 ppm以下		
六価クロム化合物		使用禁止	意図的添加禁止かつ 0.1wt%(1000ppm)以下 全クロム	
			0.1wt%(1000ppm)以下	
水銀 及びその化合物		使用禁止	意図的添加禁止かつ 0.01wt%(100ppm)以下	
PBB類 (ポリ臭化ビフェニル)	特定臭素系難燃剤	意図的添加禁止かつ 0.1wt%(1000ppm)以下	意図的添加禁止かつ 0.1wt%(1000ppm)以下	
PBDE類 (ポリ臭化ジフェニルエーテル)			300 ppm以下 全臭素	
PCT (ポリ塩化ターフェニル)			0.005wt%以下	
REACH高懸念物質			0.1wt%(1000ppm)以下	成形品重量

【注記】

1. 区分の適用

A ; ELV+RoHS+他得意先	自動車、建産機、2輪、汎用 関係
B ; RoHS ベース得意先	電子機器、家電 関係

※上記をベースとしますが、得意先の要求で異なる場合も有りますので、図面指示に従って下さい。(図面指示が優先です)

2. 「意図的添加」とは、

ELV では2005年に削除されましたが、ELV の定義は、「最終製品に特定の特徴、外見もしくは質を提供するために、故意に利用されたこと」。

新製品製造の供給材料としてリサイクルされた材料を使用することは、規制される金属をいくらかは含むかもしれないが、意図的に導入されたとは考えない」としていました。

JIG では、「特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品または部品の形成時に故意に使用すること」。

天然存在やリサイクルでの混入などは「やむを得ない」とする考え。

なお、RoHS 指令は 当初から意図的、非意図的の用語はありません。

3. 閾値の分母は、ELV, RoHS とも Homogeneous Material (均質材料又は均質物質) でその定義は、ELV ガ

イダンスドキュメント, RoHS ガイダンス (FAQ) に示されている。

塗装、印刷、めっきなどの単層又は複層の場合にはそれぞれの単層ごとの状態となります。但し単層/複層を分離して数値を求めることが困難な場合は分離可能な最小単位を均質な単層とします。

- ・均質物質とは： 機械的に別々の材料に分離できない物質
- ・均質とは： 組織全体が均質と理解する
(例：プラスチック、金属、ガラス、セラミック、合金、ボード、コーティング)
- ・機械的に分離とは： 原則としてネジ外し、切断、粉碎、研磨、研削、はんだ除去など機械的行為による材料の分離を示す。
(例：半導体 PKG の成型樹脂、リード表面めっき、リード合金)

梱包材

鉛、水銀、カドミウム、六価クロム	梱包材	4重金属の合計として、0.01wt%(100 ppm)以下	梱包を構成する各
------------------	-----	-------------------------------	----------